

守谷市入札参加資格審査申請書（物品・役務） 提出要項

守谷市（守谷市上下水道事業含む）が発注する「物品購入・役務の提供」の入札参加審査申請の受付を、以下のとおり行います。

1. 申請方法 原則として郵送にて提出（期間内消印有効）

- ・封筒には「**入札参加資格審査申請書在中**」と記載してください。
- ・【郵送先】 〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市役所 管財課 契約検査室
- ・申請期間終了後の受付はいたしません。
- ・書類が不足していた場合は、指定期日までに不足書類を郵送していただくことになります。なお、指定期日までに不足書類が届かない場合は、申請を受け付けることはできません。

2. 資格要件

次の各号の一に該当する者については、入札参加資格審査を受けることができません。

また、資格認定後、次に該当した場合には当該資格の認定を取り消すとともに有資格者名簿から抹消します。

- (1)成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2)当市の入札又は契約に関し、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく入札参加制限を受けた者で、当該期間を経過していない者
- (3)審査基準日現在で、営業に関し法律上必要とする許可・認可又は登録等を受けていない者
- (4)国税等（競争入札参加資格提出書類の各税）を完納していない者
- (5)申請書及びその添付書類に虚偽の申請をした者
- (6)有資格者名簿の公表を拒否する者
- (7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

※当市では、入札・契約制度改善の一環として、閲覧希望者を対象に有資格者名簿を公表します。

したがって、当該公表を拒否する者の申請は一切受け付けず、申請書が提出されたときは、当該公表に同意したものとみなします。

なお、有資格者名簿の登載事項は、住所、商号又は名称、希望業種となります。

3. 申請書類記載事項の審査基準日

申請書類に記載する事項は、基準日直前の決算期（直前年度分決算）の基準日は、申請日直前の決算日とします。

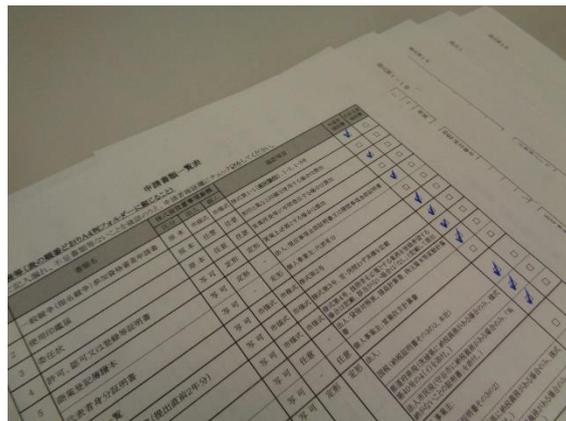
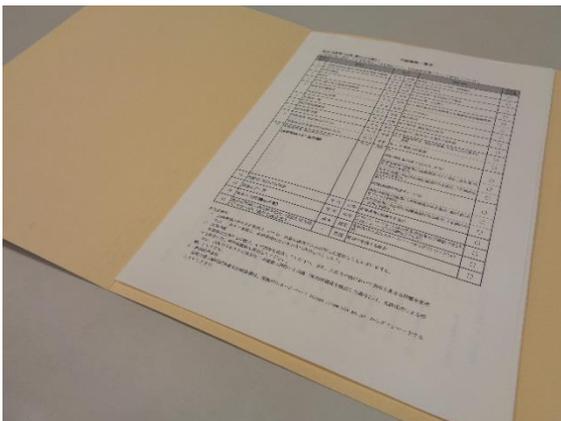
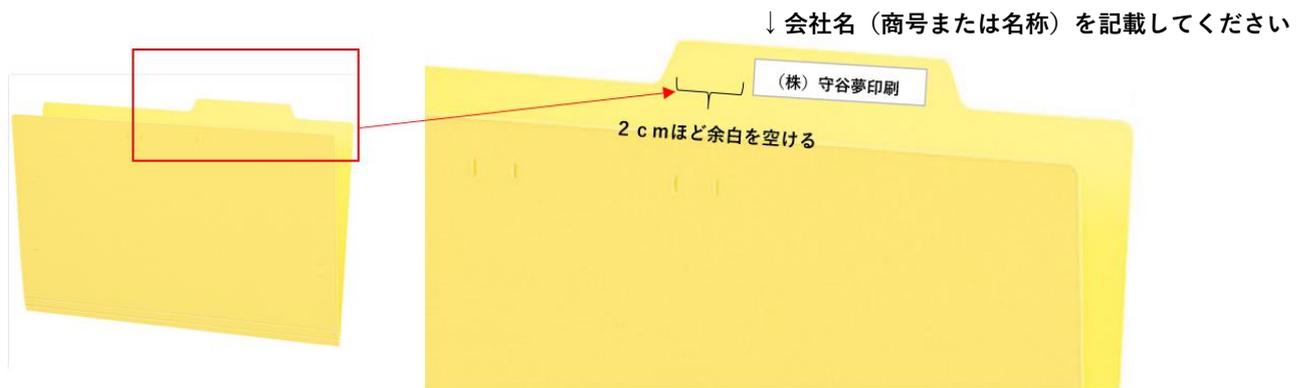
ただし、決算が終了していないなど特別な理由がある場合は、当該決算日が当該申請日の前6月以内に限り、当該決算日前1年以内の直近の決算日を基準日とすることができます。

4. 申請書類等

提出書類は、申請書類一覧表のとおりです。

申請書類一覧表を参照しながら、必ず提出書類が揃っているかチェックをしてください。提出書類一覧表の整理番号順にとりまとめ、A4判フォルダー（※下記参照）に入れて提出してください。

【参考】コクヨ A4-I F、もしくは同等規格とします。色指定はありません。



※穴は空けずにフォルダへ入れてください。

↑「**申請書類一覧表**」の整理番号順に
提出書類をまとめて、
フォルダへ入れてください。
※「**申請書類一覧表**」を一番上にして
まとめてください。

5. 問合せ先

守谷市役所 総務部 管財課 契約検査室

〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

電話：0297-45-1111（内線 213） ファクス：0297-45-2804